

## 1 立地適正化計画の基本的な考え方

### ●計画策定の背景と目的（計画書P1）

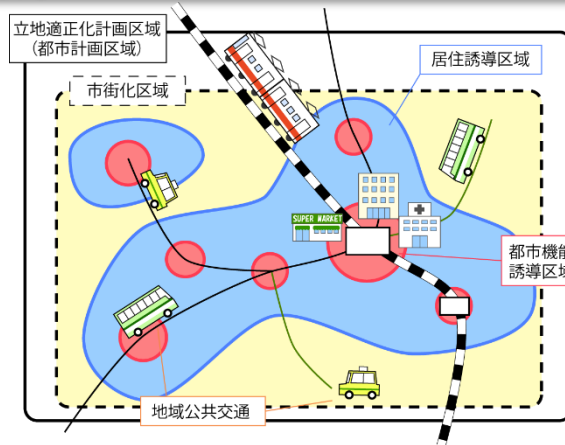
釧路市では、誰もが暮らしやすい「コンパクトなまちづくり」の考え方にに基づき、様々な施策を進めてきた。平成26年の都市再生特別措置法改正により、「立地適正化計画」が制度化されたことから、将来にわたって持続可能なまちとすることを目的として、本計画を策定する。

### ●計画期間（計画書P4）

計画期間は、概ね20年後の2035年まで

### ●計画の対象区域（計画書P4）

釧路市の行政区域の内、都市計画区域



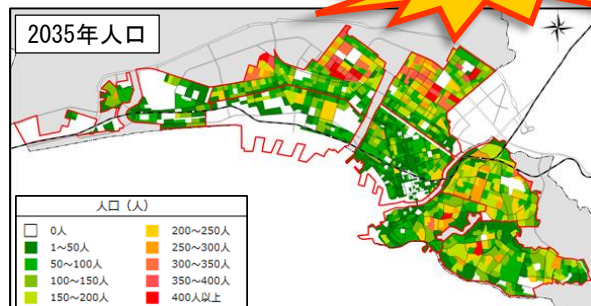
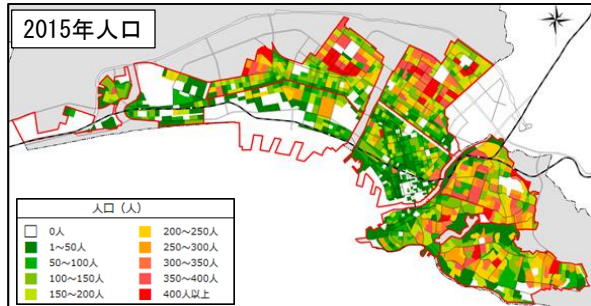
## 2 釧路市の都市構造

### ●市街化区域の人口動向・推計

(計画書P8~11)

・推計では、人口減少の一方で、人口に占める高齢者の割合が増加。また、人口密度は低下

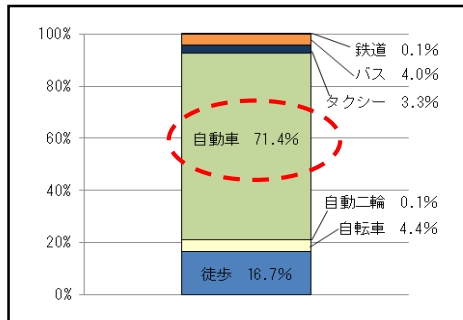
	2015年		2025年推計		2035年推計	
	人口(人)	構成(%)	人口(人)	構成(%)	人口(人)	構成(%)
年少	18,648	11.3	13,983	9.8	10,764	8.8
生産年齢	97,179	58.6	78,312	54.8	64,478	52.9
老年	49,871	30.1	50,705	35.4	46,626	38.3
合計	165,698	-	143,000	-	121,868	-
人口密度	31.4人/ha		27.1人/ha		23.1人/ha	



約4.4万人減少

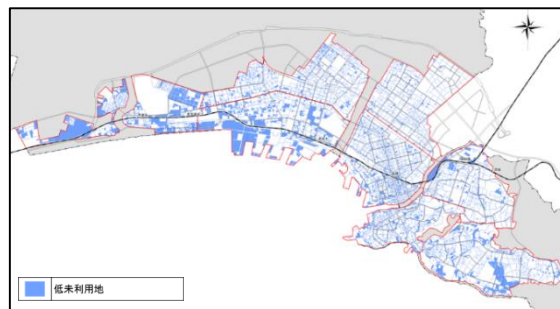
### ●都市計画区域内の移動手段（計画書P16）

・自動車の占める割合が7割超



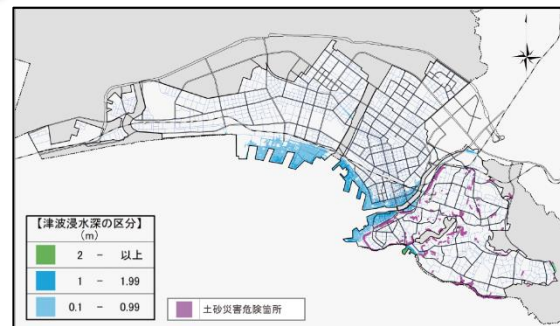
### ●低未利用地の状況（計画書P15）

・低未利用地は、市街化区域の17%を占める



### ●災害の想定される区域の状況（計画書P19~20）

・東部では土砂災害が、また、市街地の平野部では津波浸水が懸念される



## 3 都市の課題と目指すべき都市像

### ●都市の課題（計画書P29）

- **都市機能の拡散**
  - ・徒歩圏内の都市機能維持が困難、自家用車依存の一方で運転できない市民の生活利便性低下
  - ・都心部の空洞化
- **公共交通の利便性低下**
  - ・利用者減少とサービス水準の低下
- **都市基盤施設等維持管理の非効率化**
  - ・老朽化したインフラ更新、維持管理費増加
  - ・公共施設等の大量更新
- **居住の低密度化**
  - ・空き家や空き地の増加
  - ・日常生活の利便性低下
  - ・担い手の減少と高齢化による地域コミュニティの希薄化

### ●目指すべき都市像（計画書P30~31）

#### 【基本方針】

地域の良さを再確認し、これまで整備を進めてきた社会資本の有効活用や今後の公共施設等の適正配置などとともに、効率的な公共交通の再編や都市の再生、居住と都市機能の誘導などを進めることにより、人口減少に対応した持続可能な「コンパクトな都市」を目指す。

#### 【目標1】 便利なまちなか

都市機能・居住が集積した魅力ある都市構造

#### 【目標2】 持続できるまちなか

都市経営の効率化・コストの抑制

#### 【目標3】 行き来しやすいまちなか

公共交通の利便性向上

#### 【目標4】 住みたくなるまちなか

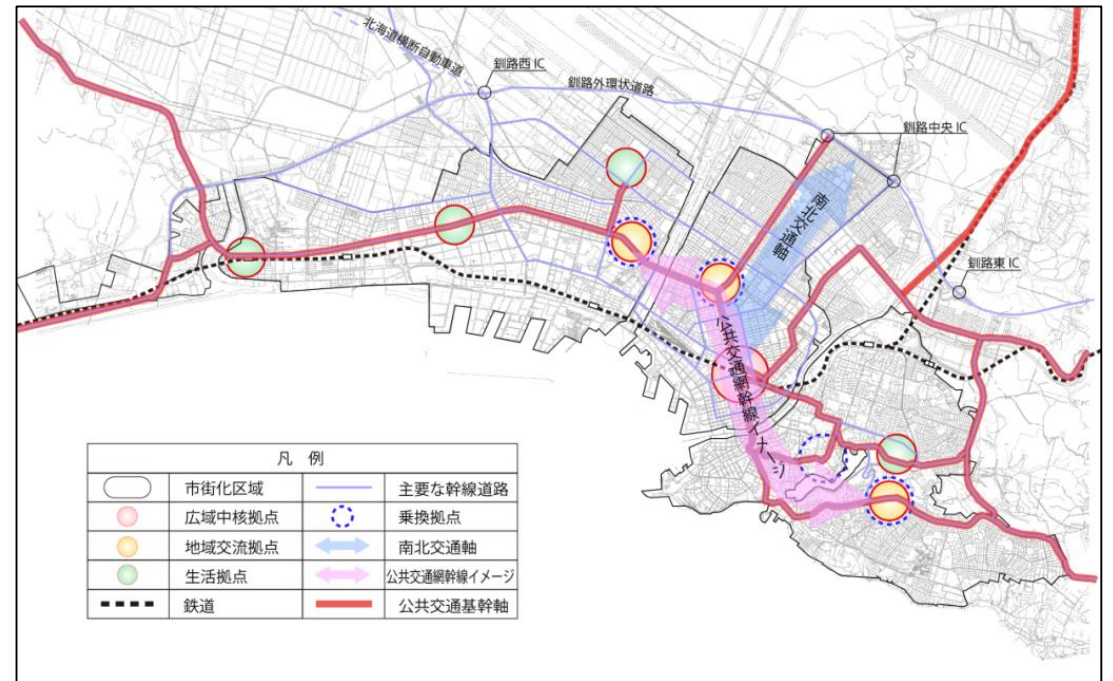
利便性が高く、安全・安心に暮らせる居住環境の形成

#### 【将来の都市の姿】

歩いて暮らせる便利で持続可能なコンパクトシティ・くしろ

#### 【釧路市を目指すべき都市の骨格構造】

「コンパクト・プラス・ネットワーク」を形成するため、「都市交通マスタープラン」における将来交通計画を基礎としつつ、「地域公共交通網形成計画」と連携した都市の骨格構造を示す。



## 4 誘導区域と誘導施設の設定

### ●居住誘導区域の設定 (計画書P40~43)

#### ◆居住区域の形成方針

- 市街化区域内に、等しく日常生活に必要な行政サービスが享受できる区域として「一般居住区域」を位置付け、その内側に「居住誘導区域」を設定

#### ◆居住誘導区域設定の考え方

- 将来も一定の人口規模・密度を維持することが見込まれる住居系用途地域や都市機能が集積した商業系用途地域を基本に設定
- 人口の低密度化を招く恐れがある新たな宅地開発を抑制するため、工業系用途地域は、原則、区域としない
- 災害が想定される区域は防災対策の状況や地域の特性などを考慮し、区域とするか判断

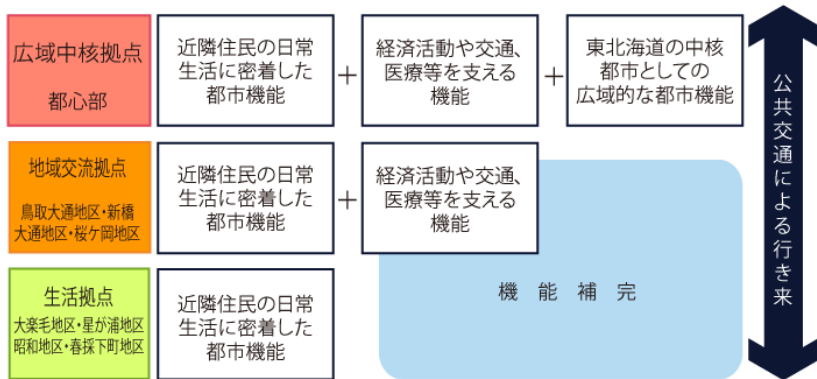
災害の想定される区域	区域に対する考え方
土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害危険箇所	居住誘導区域から除外
洪水浸水想定区域	居住誘導区域からは除外せず、防災対策に努める
津波浸水想定区域 (3mの津波)	原則、居住誘導区域から除外するが、都心部については避難体制の整備状況を踏まえ、除外しない

### ●都市機能誘導区域の設定 (計画書P44~46)

#### ◆都市機能誘導区域設定の考え方

- 既に一定の都市機能が集積した利便性の高い地区として「釧路市コンパクトなまちづくりに関する基本的考え方」(以下「基本的考え方」という。)において位置付けた8拠点に、それぞれの特性と役割に基づき設定
- 都市機能誘導区域を「広域中核拠点」「地域交流拠点」「生活拠点」の三層とし、拠点間を結び一定の都市機能が集積している幹線道路沿道を「機能集積軸」とした「基本的考え方」の位置付けを踏まえ設定

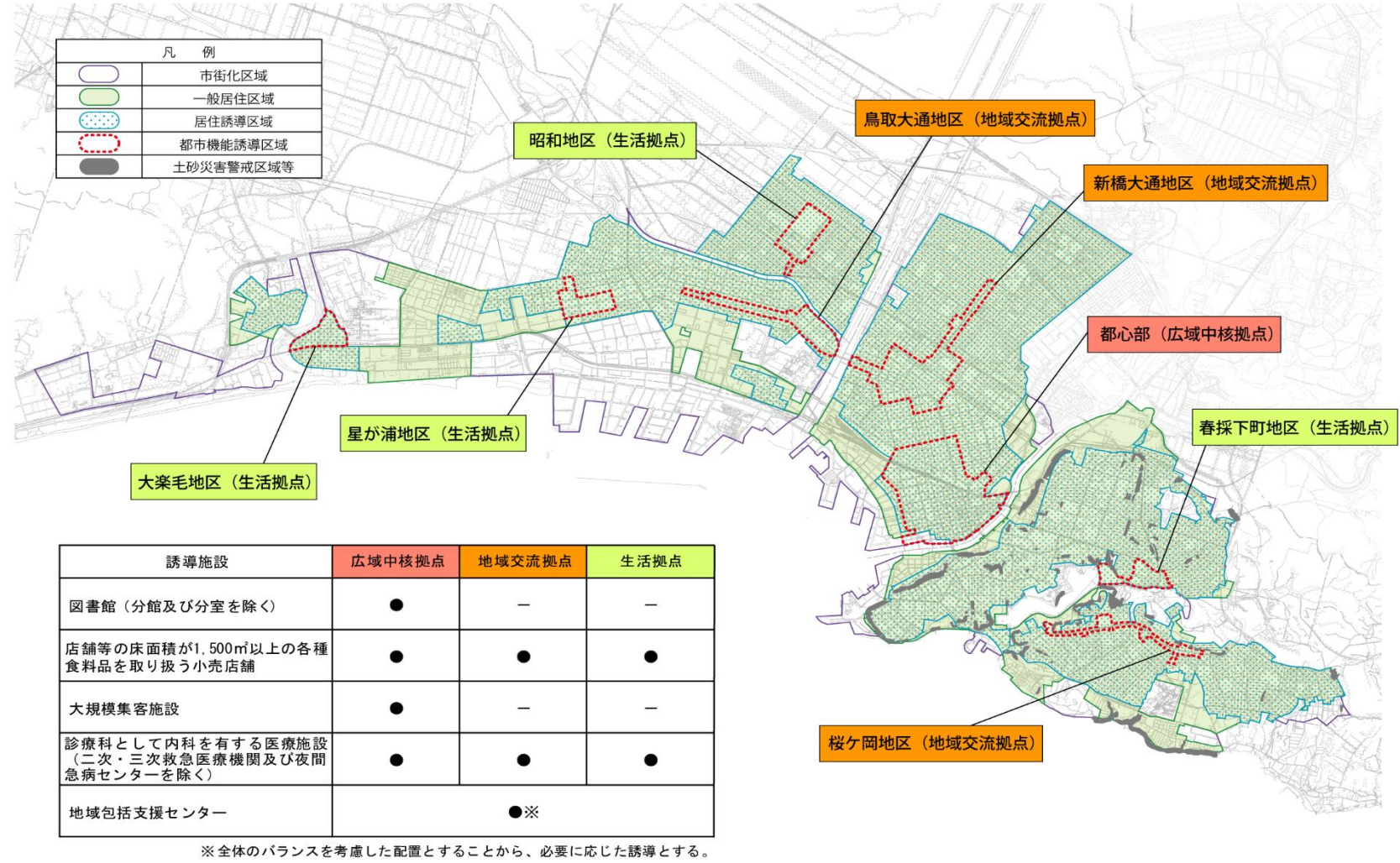
#### 【各拠点における役割のイメージ】



### ●誘導施設の設定 (計画書P47~50)

- 各拠点における役割を踏まえ、各拠点が有すべき機能を考慮して設定
- 基礎調査やアンケートの結果を踏まえ、徒歩や公共交通の利用により利便性が図られる施設を徒歩圏での充足度合いや市民ニーズなどを勘案して設定
- 都市機能誘導区域内への誘導のみならず、区域内で維持する観点も勘案して設定

## 5 誘導区域総括図



## 6 計画推進のための施策

### ●計画推進の中核となる施策の展開 (計画書P68~69)

#### ◆公共交通の活性化

地域公共交通網形成計画で方針としたバス路線網の再編などによる公共交通の活性化は、本計画が目指す徒歩と公共交通による「歩いて暮らせるまち」を実現する上で密接な関係にあることから、中核となる施策に位置付ける。

#### ◆都心部の活性化

本計画を推進する上では、8拠点の中で広域中核拠点の位置付けを持ち、都市全体を支える役割を担う都心部の活性化が非常に重要であることから、中核となる施策に位置付ける。

### ●コンパクトなまちづくりに資する施策の展開

(計画書P70~71)

居住や誘導施設の立地を誘導する施策や誘導施設の整備に関する事業など、誘導を図る施策を展開するとともに、居住や都市機能の誘導を促し、立地の適正化を図るために必要となる以下の主な関連する施策との連携により、計画の推進を図る。

- 公共施設の適正配置
- 住宅施策との調和
- 高齢化への対応
- 都市計画制度の運用
- 都市基盤の整備
- 空き家等の対策
- 商業の活性化

## 7 目標値の設定と評価

### ●目標値の設定 (計画書P74~75)

計画の進捗管理と評価・検証を行うため、目標値を設定

指標①：居住誘導区域内の人口密度

現況値 (2015年)	目標値 (2025年)	目標値 (2035年)
48.8人/ha	42.5人/ha以上	40.0人/ha以上

指標②：「各種食料品を取り扱う小売店舗」と「診療科として内科を有する医療施設」の両方が立地している都市機能誘導区域の数

現況地 (2015年)	目標値 (2025年)	目標値 (2035年)
6/8区域	現況値以上	8/8区域

指標③：市民1人当たりのバス利用割合

現況地 (2016年)	目標値 (2026年)
7.3%	8.0%

※目標値の設定年次及び値については、「釧路市地域公共交通網形成計画」と同様

### ●評価 (計画書P76)

概ね5年ごとに計画の進捗状況を検証し、施策の充実や改善、必要に応じた計画の見直しなど、計画の充実・展開を図る。